

令和7年分の所得税関連は様々な項目で見直しが行われており、確定申告時に気を付けなければならない項目もあります。

主な改正ポイントは、①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③扶養親族に関する要件の見直しや特定親族特別控除の創設、などとなっています。

今回はそれらの中からいくつかご紹介したいと思います。

①基礎控除の見直し

これまで基礎控除は所得金額2,400万円以下の人には48万円、2,400万円超の人は基礎控除なし、のみでしたが、令和7年分では所得金額2,350万円～2,400万円の人でも48万円の基礎控除となり、2,500万円超の人は基礎控除なし、となりました。

また、所得金額2,350万円以下の人は58万円～95万円と段階的に基礎控除の額が異なります(詳細下図のとおり)。

この表を見てお分かりのとおり、大多数の人は昨年に比べて減税となります。

②給与所得控除の見直し

基本的には昨年までと大きな違いはありませんが、子育て世帯や特別障害者を有する者等の所得金額調整控除として、一定の金額が上積み控除されます。

昨年まで「子育て世帯や特別障害者を有する者等」という区分がなく、年収850万円以上

2,000万円以下の者は195万円が控除されていた。

それが本年から「子育て世帯や特別障害者を有する者等」は

850万円以上1,000万円未満の場合
給与の額×90%マイナス110万円⇨所得金額

1,000万円以上2,000万円以下の場合 給与の額マイナス210万円⇨所得金額
となりました。

③扶養親族に関する要件の引き上げ

昨年までは年収が103万円を超えると扶養親族から外れることとなり、扶養者に思わぬ税負担をかけることになるため、被扶養者は年収103万円以下になるよう働き控えが目立っていました。

今回、年収要件を123万円以下に引き上げることで前述のような事象が発生しないよう配慮されました。

また、扶養親族の内19歳以上23歳未満のいわゆる「特定扶養親族」に対しては、年収が123万円超～188万円以下の者に対し「特定親族特別控除」が創設され、これにより3万円～63万円まで段階的に控除されることとなりました(詳細下図のとおり)。

これ以外にも何点か改正事項があり、細心の注意が必要であるといえるでしょう。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下	2,350万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円	48万円	32万円	16万円	0円

合計所得金額	58万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
扶養控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円